

# ナチス期金融体制における貯蓄銀行の資金・信用構造 —1933年—1939年を中心として—

三ツ石 郁 夫

## 1. はじめに

1930年代初頭の金融恐慌ならびにそれを引き金としたワイマール末期の緊急金融財政措置を前史として、ナチス経済は1933年1月のヒトラー政権掌握以降、雇用創出と再軍備の開始、「新計画」による貿易・為替管理、1930年代半ばの経済回復過程とその後の原料・労働力不足を発展プロセスとし、とりわけ1936年の4カ年計画開始を画期として、国家が経済過程に介入する傾向を明確にしてきた。その場合、国家介入は、産業企業の私的所有を前提としつつ、一方でその自律的な利潤追求の企業活動と「合理的な」契約・行動の自由が認められていた点で市場経済を基礎とし、他方でそのサブシステムの上に経済的成果（業績）を利用するナチス国家の政治目標と市場介入政策を原則としていた<sup>1)</sup>。

このような経済体制のなかで、金融機関に関わる領域はまず所有の点で国家の関与を強く受けていた。すでにベルリン大銀行は1931年7月の銀行危機において公的資金の注入を受け、ダ

ナート銀行と合併したドレスナー・バンクでは株式資本2億2千万RMのうち、ライヒ政府が69%、ライヒスバンクの子会社である金割引銀行（Golddiskontobank）が21.7%を所有していたから、資本の約9割がすでに公的に保有されていた。ドイチュ・バンク・デイスコントゲゼルシャフト（DDバンク）では株式資本1億44百万RMのうち、ライヒ政府は保有していなかったが、金割引銀行は34.7%の資本を保有し、またコメルツ・バンクでは株式資本8千万RMのうち、14%が政府所有、45%が金割引銀行の保有であった。これらのベルリン大銀行の公的所有株式が取引所で民間に販売され、「再民営化（Reprivatisierung）」されるのは1936年から37年にかけてのことであり、この点だけを見ても、少なくとも1930年代前半の金融システムは公的性格が強いといわなければならない<sup>2)</sup>。

しかし金融機関に対する公的関与を「再民営化」の過程を重視して考えるなら、金融システムにおいても私的所有が結局重視されたといえるのである。実際1933年における銀行制度調査委員会の議論と1934年12月のライヒ信用制度法の成立過程を考慮すると、ベルリン大銀行を中心とする民間銀行は、ライヒスバンク総裁であったシャハトの庇護の下に国有化の危機を逃れ、従来の私的所有とユニバーサルバンクの形態を維持しながらナチス金融体制の下に組み込まれていったのである<sup>3)</sup>。

1) Buchheim, Christoph und Jonas Scherner, Anmerkungen zum Wirtschaftssystem des "ritten Reichs", in: Werner Abelshausen, Jan-Otmar Hesse und Werner Plumpe (Hg.), *Wirtschaftsordnung, Staat und Unternehmen. Neue Forschungen zur Wirtschaftsgeschichte des Nationalsozialismus. Festschrift für Dietmar Petzina zum 65. Geburtstag*, Essen 2003, S. 81-97. ブーフハイムとシェルナーはここで、ナチス経済システムに関する研究史と問題点を評価・検討しつつ、その本質を市場経済に見出し、さらにその形容の仕方として「自由 (liberal)」、「社会的 (sozial)」ではなく、「操縦的 (gelenkt)」であったと述べている (同上, 97頁)。

2) Wandel, Eckhart, *Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945)*, in: *Deutsche Bankengeschichte*, Bd.3, Frankfurt am Main 1983, S. 175-177.

ところで金融領域のなかで、国内預金量の半分以上を占める貯蓄銀行は公法機関であった。貯蓄銀行は1931年銀行危機以前には自治体（連合）行政機構の一部をなし、それゆえ1920年代末からの自治体財政危機のなかで1931年夏にはライン州ランデスバンク（Rheinische Landesbank）と貯蓄銀行の支払不能を引き起こすことになったのであるが、その後の改革のなかで貯蓄銀行は自治体（連合）から組織的人的に切り離された独立の公法信用機関として規制を受けることになったのである<sup>4)</sup>。

他方で個別貯蓄銀行は、資金的には州ないし邦レベルの振替銀行（Girozentrale=GZ）とランデスバンク（Landesbank=LB）、全国レベルのドイツ振替中央銀行（Deutsche Girozentrale=DGV）に、組織的にはドイツ貯蓄銀行・振替銀行連合（DSGV）に、いわばピラミッド状に編成されていたから、その独立した公的機関としての設置形態ゆえに政治的に利用されやすい性格を持っていた。つまり、中央のDSGVとDGZを支配することによって、全国の多数の貯蓄銀行とその

資金を、所有問題に手をつけずに自由にすることが可能だったのである。このような組織と設置の形態ゆえに、貯蓄銀行はナチスによって戦争準備・戦時金融のための資金貯水池として利用されることになったのである<sup>5)</sup>。

本稿は、このような位置にあるナチス期の貯蓄銀行について、おもにDSGVの年次営業報告書と貯蓄銀行のバランスシートを手がかりにしながらかその貯蓄業務と信用業務を明らかにしようとするものである。その場合、このような貯蓄銀行の業務は政府・ライヒスバンクの金融政策全般と密接に関連しながら展開したといわなければならない。これについては別にあらためて検討する必要があるが、さしあたってここで指摘できることは、次の点である。

まずヒトラー政府・ライヒスバンクの金融政策にとってもっとも重要な課題は、第一に1931年金融恐慌を再び起こさない金融システムの構築であり、第二に主として戦争準備（のちに戦争遂行）を目的とした政府資金需要の充足を優先する金融（財政）システムの構築である。この課題を遂行するためにもっとも重要な役割を担ったのは、資本市場であった。資本市場は、

3) 拙稿「ナチス政権成立期における金融思想の展開と金融システムの新形成——銀行制度調査委員会とライヒ信用制度法——」『彦根論叢』第358号、平成18年3月。民間銀行においても、産業企業と同様に私的所有原理が維持されたとみなすにしても、のちに見るように政府・ライヒスバンクによる金融市場（貨幣市場と資本市場）規制によって民間銀行の利益の源泉（とくに国内長期資本業務）はきわめて限定されたといわなければならない。それゆえ1930年代半ばの経済回復期にも、産業企業との長期資本関係が後退することによって民間銀行の回復は遅れていたのである。ドイチュェ・バンクやドレスナー・バンクが1930年代後半になって業績を回復したのは、国内経済的要因というよりは、むしろ金融・経済のアーリア化と占領地域における銀行業の独占ならびに4カ年計画と結びついた金融業務という政治的・道徳的要因によるところが大きい。これらの諸問題については、さしあたって次を参照されたい。James, Harold, Die Rolle der Banken im Nationalsozialismus, in: Lothar Gall und Manfred Pohl (Hrsg.), *Unternehmen im Nationalsozialismus*, München 1998, S. 25-36; Bähr, Johannes, *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006, Einleitung.

4) このことは、1931年10月6日に発布された「経済財政安定化と政治的混乱に対処するための第3次大統領緊急令」（Dritte Verordnung des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zur Bekämpfung politischer Ausschreitungen, vom 6. Oktober 1931）第5部第1章「貯蓄銀行、振替金庫Girokasse、自治体信用機関、振替組織ならびに振替銀行」において規定された（*RGBl*, I, Nr.67, 7. Okt.1931, S. 554-556.）。

5) Boelcke, Willi A., *Die Kosten von Hitlers Krieg. Kriegsfinanzierung und finanzielles Kriegserbe in Deutschland 1933-1948*, Paderborn 1985, S. 24-26. ベーアによれば、金融業はナチス政府・ライヒスバンクによる統制を受けやすい領域だった。Bähr, Johannes, *Modernes Bankenrecht und dirigistische Kapitallenkung. Die Ebenen der Steuerung im Finanzsektor des >Dritten Reichs<*, in: Gosewinkel, Dieter (Hg.), *Wirtschaftskontrolle und Recht in der nationalsozialistischen Diktatur*, Frankfurt am Main 2005.

1931年金融恐慌以降、ほとんど機能停止状態であったが、その後の金利引下げ措置と証券発行規制、農業および自治体短期債務の長期債務への整理・借換、長期産業信用の制限、そして特殊手形を通じた雇用創出政策によって、1930年代半ばまでの経済回復とともに、信用回復と長期資金形成が見られるようになってきたのである。これを機に、政府は財政構造におけるそれまでの短期債務を長期債務に転換することを目的として長期ライヒ国債を発行し、それを貯蓄銀行と保険機関に購入させたのであった。こうして資本市場が安定化し拡大することによって、政府は従来からの再軍備資金需要をいっそう拡大させてくるのであるが、とりわけ1936年からの4カ年計画はそうした資金的基盤の上に成立したものである。貯蓄銀行と民間銀行は、こうしたライヒ政府とライヒスバンクによって構想・構築される資本市場メカニズムが最善の効果をもって機能するために位置づけられたのである<sup>6)</sup>。

本稿はこのような観点のもとに、ナチス期の金融体制を、戦争準備と戦時経済の目的のもとに政府資金需要の充足を最優先した政府・ライヒスバンクの政策体系とその下に組み込まれた信用機関の編成ととらえ、このなかで貯蓄銀行

がいかなる役割を果たしつつ資金と信用の構造を展開したか、その過程でいかなる問題を生み出していったかを、さしあたって1933年から1939年までについて明らかにしようとするものである。

## II. 貯蓄銀行数の推移と地域分布

1934年信用制度法は、貯蓄銀行が保証団体である自治体から組織的法的に独立することをあらためて規定したが、それ以上の機構改革を行わなかったため、貯蓄銀行の店舗数自体に大きな変化はなかった。ナチス期におけるその推移については、第1表に示されるとおりである。

貯蓄銀行は本来地方自治体ごとに設置されていたために、法的に独立した貯蓄銀行の行数は、第1表の「本店店舗数」で示されるように、全国で1934年に2,822にのぼり、第二次大戦勃発時の1939年においてもなお2500程度の数が維持されている。期間を通じて確かに本店数は減少している。とくに1937年から38年にかけてかなり減少しているが、これはこの時期に行われた自治体合併に伴って貯蓄銀行自体も合併したからである。これに対応して表で示されるように、本店に対して支店の割合が増加している。とくにシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州とヴェルテンベルク、またバイエルンにおいてこうした変化が見られた。他方で、新たに支店を設置す

第1表 貯蓄銀行本支店数の推移

年末	本店		支店		店舗数計	
	店舗数	(%)	店舗数	(%)	店舗数	(%)
1934	2,822	20.0	11,265	80.0	14,087	100
1935	2,731	19.5	11,305	80.5	14,036	100
1936	2,661	19.0	11,356	81.0	14,017	100
1937	2,622	18.8	11,292	81.2	13,914	100
1938	2,517	18.2	11,335	81.8	13,852	100
1939	2,493	—	?	—	?	—

注：1939年の数値は6月末。

出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd.546, Berlin 1940 (Die Deutschen Sparkassen bei Kriegsausbruch 1939), S. 6.

6) Lange, Kurt, Die Kapitalmarktpolitik in der gelenkten Wirtschaft, in: *Deutsche Geldpolitik*, S.403-421. ナチス期の再軍備に関して、大島通義氏は、すでにヒトラー政権奪取直後から財務省が国防軍財政に対して統制権を行使できなくなり、ライヒスバンクもこの時期から政府に対する独立性を失っていること、さらに軍需資金がナチス期を通じ一貫して短期資金によって調達されたことを綿密な史料分析によって立証している。大島・井手英策『中央銀行の財政社会学—現代国家の財政赤字と中央銀行—』知泉書館、2006年、53～129頁参照。本稿では、さしあたって資本市場の問題を展望しつつ、そこにおける貯蓄銀行の位置について予備的に確認していくことにしたい。ドイツの研究では次を参照。Kopper, Christopher, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus. Bankenpolitik im "Dritten Reich" 1933-1939*, Bonn 1995; Kopper, Christopher, *Banking in National Socialist Germany*, in: *Financial History Review*, 5, 1998, pp.49-62

第2表 貯蓄銀行の地域分布 (1938年末)

	人口 (千人)	貯蓄銀行数		1店舗当 たり人口	1行当たり 資産 (千RM)	
		(行数)	(店舗数)			
プ ロ イ セ ン	オストプロイセン州	2,488	55	317	7,850	8,363
	ベルリン市	4,339	1	374	11,601	773,221
	マルクブランデンブルク州	3,009	104	558	5,393	10,651
	ボンメルン州	2,394	99	392	6,107	8,171
	シュレージエン州	4,864	139	724	6,718	8,736
	ザクセン州	3,619	105	862	4,198	12,371
	シュレスヴィヒ・ホルスタイン州	1,589	131	463	3,432	4,271
	ハノーファー州	3,514	93	1,008	3,486	17,248
	ヴェストファーレン州	5,211	166	588	8,862	11,558
	ヘッセン・ナッサウ州	2,670	54	877	3,044	16,394
	ライン州	7,914	149	803	9,856	17,725
	ホーエンツォレルン	74	1	37	1,996	39,035
計	41,682	1,098	7,003	5,952	12,130	
バイエルン	8,135	234	1,006	8,086	8,838	
ザクセン	5,233	820	1,308	4,001	2,632	
ヴュルテンベルク	2,899	37	2,545	1,139	35,843	
バーデン	2,503	107	312	8,023	8,677	
テューリンゲン	1,744	88	360	4,845	5,949	
ヘッセン	1,469	36	147	9,990	12,137	
ハンブルク	1,713	3	201	8,522	198,954	
メクレンブルク	901	44	149	6,044	4,786	
オルデンブルク	577	2	106	5,443	69,156	
ブラウンシュヴァイク	584	1	352	1,659	70,827	
ブレーメン	414	3	23	17,990	76,157	
アンハルト	432	13	98	4,405	11,027	
リッペ	187	14	61	3,070	8,094	
シャウムブルク・リッペ	53	4	20	2,664	9,147	
ザールラント	842	13	161	5,232	16,841	
全 国	69,371	2,517	13,852	5,008	8,928	

出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd.546, Berlin 1940 (Die Deutschen Sparkassen bei Kriegsausbruch 1939), S. 6 f.

ることは、信用制度法第3条によって制限されていたために、ほとんどおこなわれなかった。全体として各貯蓄銀行は小規模であり、1行当たり平均して、行政区域内に4.5店舗程度(1938年)の支店を配置しているにすぎなかった。

第2表は1938年における貯蓄銀行の地域分布を示したものである。ベルリン、ハンブルク、ブレーメンの都市貯蓄銀行ではかなりの資産を保有していることからわかるように、貯蓄銀行は都市的であると同時に、しかしプロイセン東部やドイツ中部や北部の農業的諸州においても

小規模な貯蓄銀行が広く分散して展開している。このことは信用協同組合と共通する性格であるが、信用銀行とは対照的である。さらに貯蓄銀行の一行当たり資産をみると、規模は地域によってかなり異なっている。とくに目を引くのはヴェルテンベルクとブランシュヴァイクの貯蓄銀行であり、1行当たりの資産は、都市貯蓄銀行を除けば非常に高いが、他方でザクセンでは比較的小規模である。また本支店をあわせた店舗当たりの人口をみると、全国平均で1938年に5千人程度と非常に低く、農村ではさらにその数値が低いところから、いかに貯蓄銀行の店舗が分散して設置されているかが分かる。またここでもヴェルテンベルクとブランシュヴァイクの貯蓄銀行では、1行あたりの人口が低いところから、両地域では貯蓄銀行がとくに地域のなかに浸透していることをうかがわせる。

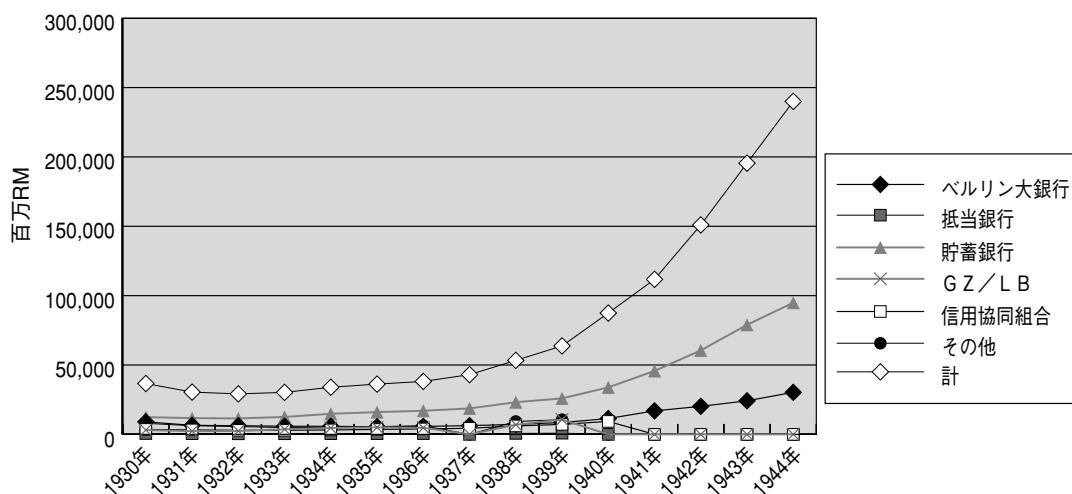
### III. 貯蓄銀行資金構造と預金額の推移

ワイマール末期の1930年に貯蓄銀行は金融機関に預けられるすべての預金（貯蓄預金と交互計算預金）全体366億6200万RMのなかで約1/3を占めていた。たしかに1931年金融恐慌

において貯蓄銀行の預金額は減少するが、割合としてはわずかに増えており、さらにナチス政権成立期から1935年までのうちに、いち早く恐慌前の水準を回復し、その後は急速に拡大している。

こうした動向は、第1図において示されている。ドイツ全体における預金額が1930年水準をほぼ回復した1935年において、ベルリン大銀行はそのうち15.2%を占めるにすぎないのに対して、貯蓄銀行は44.3%と割合をさらに伸ばしている。こうした傾向はその後も継続し、第二次大戦が勃発する1939年には預金額は637億5600万RMへと増加し、そのうちベルリン大銀行の割合は13.3%とさらに低下し、他方で貯蓄銀行のそれは40.6%と若干減少しつつも、やはり大きな割合を占めていることには変わらない。さらに貯蓄銀行の上部機関であるGZ/LBを合わせれば、その割合は1930年の42.4%から1933年の53.5%、1935年の58.1%、1939年の57.4%へと着実に増加しているのである。

このように貯蓄銀行に預金が集中する傾向を示したことは、何よりも貯蓄銀行に対する信託が高いことを意味しているが、そこにはまた、ライヒ政府による貯蓄奨励政策とこれに関連し



第1図 銀行業態別預金の変化（1930年～44年）

出典：Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, 1976, S. 74-113. から作成。

た貯蓄銀行の広範な国民的貯蓄奨励策が要因としてあげられる。

ナチス政府は貯蓄を、ドイツ経済の再建のための基本的前提と考え、とくに「雇用創出計画」と「再軍備」、そして「原料基盤拡充」のためには貯蓄が不可欠であるとした。したがって貯蓄とはもはや個人的な備えと見なされるのではなく、国民的な義務とされたのであった<sup>7)</sup>。1924年から開催されていた「世界貯蓄会議」Weltspartagは、ナチス期には「国民貯蓄会議」と名称変更し、そこで掲げられたスローガンは「貯蓄は労働とパンをもたらす。浪費は国家建設のサボタージュ」であった<sup>8)</sup>。

すでに貯蓄銀行は1920年代後半以降、学校貯蓄制度、家庭貯金箱、通帳プレゼントの少額貯蓄制度を普及させていた。これらは30年代を通じて貯蓄額の増加に寄与したのであるが、政府の貯蓄プロパガンダは国民諸階層の貯蓄実践をさらに綿密に推し進めた<sup>9)</sup>。

1934年から開始された特別貯蓄制度としては、まずDSGVと「歓喜力行団」(Kraft durch Freude)の間で協定された旅行貯蓄、勤労感謝のための貯蓄シール制度、世襲農場を継承できない農民子弟のためのドイツ農民貯金通帳があげられる。さらにのちには、オリンピック貯蓄、ヒトラーユーゲント貯蓄が導入され、第二次大戦が始まると、従業員貯蓄(Gefolgschaftssparen)、国防貯蓄(Wehrmachtssparen)、「鉄の貯蓄」

(das „Eiserne Sparen“)が行われた。最後の「鉄の貯蓄」とは、租税を減免し、戦争勝利の後に払い戻すことを条件とした貯蓄であった。第1図にみられた第二次大戦期の急速な貯蓄額の増加は、こうした政策プロパガンダを背景として達成されたのであり、その際、貯蓄銀行は広範な店舗網を通じて国民所階層の預金を集め、その貯蓄預金を戦争遂行のための資金として供給する役割を担った。第二次大戦期の「静かな戦時金融」(„geräuschlose Kriegsfinanzierung“)とは、何よりも貯蓄銀行を媒介として実践されたのであった<sup>10)</sup>。

こうした貯蓄奨励策によって貯蓄銀行はこの時期にいかなる資金構造を示したのであろうか。これについて、次の第3表を検討してみよう。ヒトラー政権掌握時において、貯蓄銀行は全国でおよそ115億RMの貯蓄預金を保有し、それは第二次大戦開戦時におよそ193億RMへと増加した。貯蓄銀行の資産は何よりもこの貯蓄預金に基づいており、その割合は1932年末の75.3%から1937年まで79.8%へとわずかに増加し、その後1939年末の75.6%へと減少した。

表期間中の貯蓄預金増加率は1933年の5.7%から1934年には5.8%、その後7.8%、5.9%、9.9%、10.1%、そして1939年には9.3%と推移している。この間、1936年に貯蓄増加率は5.9%と若干弱まっているが、その後1938年には10.1%と最も高い数値を示している。この期間の貯蓄利率は1933年の3.6%からしだいに低下し、1939年では3.2%となっているから、純粋な貯蓄預け払い差額の増加率は1933年には2.1%であり、その後拡大して1938年にはもっとも高い6.9%にいたっている<sup>11)</sup>。

7) DSGV, *Geschäftsbericht* 1936, S.4. ヒトラー自身1934年3月21日の労働闘争Arbeitsschlacht開始に際して、貯蓄による資金形成を訴え、預金者の信頼は政府によって裏切られることはないとして述べている。DSGV, *Geschäftsbericht* 1934, S.8.

8) Ashauer, Günter, *Entwicklung der Sparkassenorganisation ab 1924*, in: *Deutsche Bankengeschichte*, Bd.3, Frankfurt am Main 1983, S. 292.

9) 拙稿「ワイマール期の金融構造における貯蓄銀行・振替銀行の位置——「金融分業」体制の展開——」『滋賀大学経済学部研究年報 第8巻』, 2002年3月, 71~93頁; *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd.546, Berlin 1940 (Die Deutschen Sparkassen bei Kriegsausbruch 1939), S. 8-10.

10) Ashauer, a. a. O., S. 293.

11) DSGV, *Geschäftsbericht* 1939/40, S. 20. なお貯蓄利率は法定利率とはべつに、一定の解約告知期間を協定した優遇利率がある。前者は1933年において貯蓄預金全体の約7割を占め、法定利率の低下とともにその割合も低下し、1939年にはその割合は63.7%になった(同所)。

第3表 貯蓄銀行の資金構造 1932年 - 1939年

(年末, 百万RM)

貸方項目	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
貯蓄預金	11,446.7	12,095.0	12,799.0	13,802.7	14,614.9	16,061.8	17,686.7	19,335.3
(増加率%)	-	(5.7)	(5.8)	(7.8)	(5.9)	(9.9)	(10.1)	(9.3)
他の預金	1,509.3	1,600.0	1,775.2	2,024.2	2,374.6	2,664.2	2,994.7	3,908.6
GZからの信用	149.4	60.0	44.3	29.5	18.0	19.4	2.1	4.7
他の借入金	183.5	180.4	196.8	182.6	144.9	106.6	72.0	57.8
引受手形	676.4	359.6	166.1	29.9	0.2	0.0	-	-
経常信用	184.6	161.8	127.4	114.9	48.6	53.4	52.0	51.3
準備 (KWG第11条)	517.0	687.6	733.9	779.9	868.2	977.3	1,078.2	1,212.0
他の準備			208.5	230.0	67.3	70.1	97.7	86.8
その他	484.5	549.5	381.9	279.2	201.9	175.3	887.6	897.8
計	15,205.4	15,693.9	16,433.1	17,472.9	18,338.6	20,128.1	22,871.0	25,554.3

注1) 1936年からはバランスシート計算方法が変更されている。(たとえば償却, 経常信用など)

注2) 他の預金とは, 当行勘定, 交互計算預金, 振替預金をさす。

出典: DSGV, *Geschäftsbericht 1937*, Statistischer Anhang 6; 1938, SA. 6; 1939 SA. 6.

第4表 ナチス期の生産・消費・所得

指 標	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
国民純生産 (1932年価格, 10億RM)	42.6	45.5	50.5	55.7	60.1	68.0	75.8	82.1
消費者物価指数 (1932年=100)	100	97	102	103	105	105	105	106
賃金俸給総額 (10億RM)	14.3	14.3	16.1	17.6	19.4	21.5	24	25.7
一人当たり賃金俸給 (1932年=100)	100	98	100	104	108	112	118	122
就業者数 (労働者と従業員, 1932年=100)	100	99	115	122	130	140	149	154
失業者 (年平均, 百万)	5.6	4.8	2.7	2.2	1.6	0.9	0.4	0.1

出典: Eckhard Wandel, *Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945)*, in: *Deutsche Bankengeschichte*, Bd.3, Frankfurt am Main, 1983, S. 162.

このような貯蓄預金の増加は, 一方で上述した貯蓄奨励策とともに, 他方で国民所得の増加, とりわけ賃金・俸給受給者層の所得増加と消費抑制が指摘されねばならない。第4表にあるように, 1932年から39年までに国民純生産は426億RMから821億RMへと1.93倍に増加したが, この間に賃金・俸給総額も143億RMから257億RMへと1.8倍増加した。また同期間に就業者数が1.54倍へと増加し, これに伴って完全雇用状態が現出したのである。こうした経済状態の改善が貯蓄銀行の預金増加へとつながった。

一般的な所得の増加に対して, 消費は抑制された。それはまず原料供給産業や軍需産業の発展が顕著であったことに対して, 消費財産業の伸びは1933年から38年までに生産量ベースで約2割にとどまり, それは所得の伸びとの関係で

みれば抑制されていたといわねばならない。1930年代後半になってしだいに現れる消費財需給のギャップは, 一方で物的な消費ではなく旅行やハイキングなどの「歓喜力行団」による欲求充足と, 他方で貯蓄預金へとつながったのである<sup>12)</sup>。

さて第3表においては, 貯蓄預金以外になお次

12) Boelcke, Willi A., *Kosten von Hitlers Krieg*, S. 60-67. ナチス期の所得と消費をめぐる問題は, 消費財生産のより詳細な検討, 個別産業部門における賃金・俸給水準ならびに生活水準の調査, 価格変動の実態, そして消費様式の変化など検討の余地が残っている領域である。この問題については, 次を参照されたい。Spoerer, Mark, *Demontage eines Mythos? Zu der Kontroverse über das nationalsozialistische „Wirtschaftswunder“*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 31, 2005, とくに425ページ以下。

の3点が特徴的である。第一に、他の銀行では資本金に当たる準備金が1932年の3.4%から5.1%へと増加したことである。この数値自体は低く受け止められるが、そもそも貯蓄預金は自治体によって保証されていること、および資金運用に関して流動性が厳格に規定されていることによって、貯蓄銀行の経営的安定性が保証されることになっていた。第二にこれに関連して、1931年の貯蓄銀行危機において約5億5千万RM注入された引受手形債務が32年の約6億8千万RMを最高にして、その後減少し、1936年までにはほとんど返済されたことである。これについてはすでに新規の貯蓄預金増加分が優先的にこの返済に充てられたことが影響しているが、いずれにしてもこの債務返済は貯蓄銀行の資金構造の健全化に寄与した。第三にはその他の預金である。そのほとんどは中間層企業からの交互計算預金である。貯蓄銀行はこの口座を通じて、地域の中小手工業者や小売店の経常資金と準備金を管理しており、貯蓄銀行はそれらの資金を受け入れつつ、他方で後述するように、対人信用と抵当信用を通じて中間層に対する金融的支援を強めていくことになる<sup>13)</sup>。

#### IV. 流動性問題

1931年金融恐慌において貯蓄銀行組織は深刻な危機に陥った。貯蓄銀行は預金払戻を停止し、ライン州ランデスバンクは支払不能に陥り、破

産したのである。そのもっとも重要な要因のひとつとして、流動性不足が存在していた。そこでこの流動性を確保するために、1934年ライヒ信用制度法は、第24条において貯蓄預金の運用について規定することを述べ、実際どのように運用するかは、ライヒ経済省が実施細則によって指導することになっていた。

1935年2月9日に出された信用制度法第一実施条例(Erste Durchführungsverordnung zur RKW)第15条では、貯蓄銀行は流動性残高の半分までを、ライヒ経済省が規定する有価証券で保有することができるとされた。これによって貯蓄銀行は、流動性を有価証券保有の拡大によって確保することが可能となったのである。ここに形成されてきた貯蓄銀行組織における流動性構造は、第2図に示すとおりである<sup>14)</sup>。

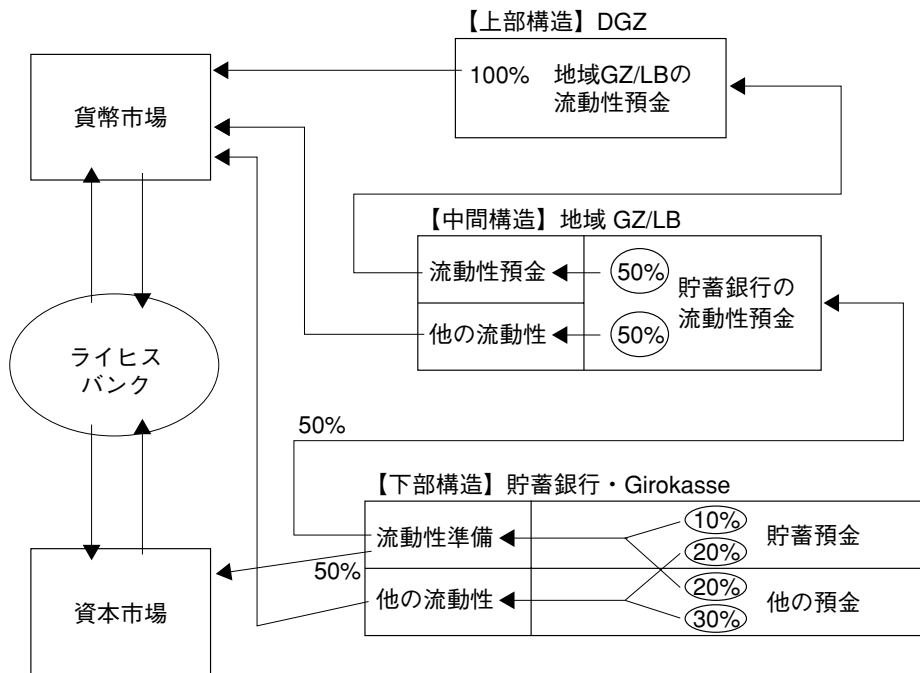
この図において貯蓄銀行組織は各自治体レベルにおける貯蓄銀行とザクセンの振替金庫(Girokasse)が下部構造、貯蓄銀行のラント(州)振替組織である振替銀行・ランデスバンク(GZ/LB)が中間構造、そしてそれらの中央組織であるドイツ中央振替銀行(DGZ)が上部組織となっている。まず下部組織である貯蓄銀行では貯蓄預金の10%とそれ以外の振替預金・当座預金・交互計算預金の20%が流動性準備のために確保される。そのうち半分は中間構造である管轄GZ/LBで預金され、残りの半分が上述の信用制度法第一実施条例によってライヒ国債で運用可能となったのである。1935年末の貯蓄預金全国総額は136億7千RMであり、他の預金は約20億RMであるからおおよそ17億RMが流動性準備として用意され、うち半分の8億RM程度はGZ/LBに預金され、他の8億RMがライヒ公債で運用可能となったのである。

中間構造の各ラントGZ/LBでは預けられた流動性預金のうち、半分は上部構造のDGZへ流動性預金として流れ、他の半分は貨幣市場にお

13) DSGV, *Geschäftsbericht 1938*, S. 19. 近年ではナチス期の企業が政府との関係でいかなる行動をとったかについて研究が進んでいるが、それらは今のところ大企業に限定されている。中小企業の経営行動に関する研究は地域経済のなかで進める必要があるが、そうした研究として次がある。Bräutigam, Petra, *Südwestdeutsche Unternehmer der mittelständischen Industrie während des Nationalsozialismus*, in: Großbölting, Thomas und Rüdiger Schmidt (Hrsg.), *Unternehmerwirtschaft zwischen Markt und Lenkung. Organisationsformen, politischer Einfluß und ökonomisches Verhalten 1930-1960*, München 2002, S. 121-140.

14) DSGV, *Geschäftsbericht 1935*, S. 16.





第2図 貯蓄銀行組織における流動性構造

出典：DSGV, *Geschäftsbericht 1935*, S. 16.

いて流動性第一水準での運用が図られるのである。上部構造のDGZにおいても、流動性預金は同様にして運用される。

こうして形成される流動性構造は、何よりも貯蓄銀行組織における流動性リスクを回避するための資金循環として機能した。それは1931年恐慌におけるランドスバンクの破綻を再度繰り返さないために、その流動性危機を教訓として整備された貯蓄銀行組織のリスク管理システムであった。

しかし同時に、この構造は貯蓄銀行組織の問題を超えて、それ以上にライヒ政府とライヒスバンクにとって大きな意義を与えることになった。なぜなら第一に、すでにライヒ政府は1935年までに短期長期の債務を抱え、しかもその金利負担を解消することに迫られたために、低利長期国債を発行することによって債務負担を軽減する必要に迫られていた。第二に、1931年金融恐慌によって資本市場は機能を失い、信用需要は短期貨幣市場に依存していたのである。そ

れゆえ金利負担の少ない資本市場を育成し、長短市場の分断性を取り除いて信用循環を確保する必要があった。そして第三に、特殊手形金融による雇用創出・再軍備資金調達是国内通貨供給を増大させ、インフレ懸念を生み出していたために、手形を回収しつつこれを他の長期形態に転換する必要があった。

こうしたライヒ政府の状況にとって貯蓄預金はもっとも適合的な資金であった。1935年の信用制度法第一実施条例によって、ライヒ国債が貯蓄銀行の流動性準備として承認されたことによって、ライヒ政府は今や資本市場において長期低利国債を発行することが可能となり、そのことによって短期債務を長期に借換えし、さらに新たな借入分を軍需産業に融通することが可能となったのである。こうしたライヒ政府とライヒスバンクによる資本市場政策は、「貨幣市場を通じた媒介金融 (Zwischenfinanzierung) と資本市場を通じた最終的資金調達という二つの金融形態」で進められることになり、これを可

能とした貯蓄銀行の貯蓄預金は、ナチス期の再軍備を目的とした資本統制にとって重要な役割を果たすことになったのである<sup>15)</sup>。

## V. 貯蓄銀行の与信構造

貯蓄銀行の与信構造は、流動性準備を除けば、大きくみて次の4つに区分される。第一に伝統的に大きな割合を占める対物(抵当)信用、第二にやはり伝統的な自治体信用、第三に証券信用、そして第四におもに中間層企業に対する対人信用である。このうち最初の3項目はおもに長期信用であり、最後の対人信用はおもに短期信用に分けられる。対人信用では、土地を担保として貸付が行われていたから、形式的には短期信用でも実際には抵当信用であるために、長短の区別は明確ではない。統計の推計によれば、1938年末において貯蓄預金の87.8%(158億RM)が長期で運用され、残りの12.2%(22億RM)がそれ以外で運用されているということである<sup>16)</sup>。これらの信用に対して、ライヒ政府とライヒスバンクは個別的にしだいに介入の度合いを強めるのであるが、その過程を、第5表を参照しながら特徴づけてみよう。

### 1. 対物信用

ライヒ全体の貯蓄銀行では、対物信用は最大の項目を占めている。与信全体の割合で見ると、1933年末には40.8%を占め、しかも農用地よりも都市において与信額が多く、その利用は半分以上が住宅建設である。すでに1931年恐慌直後

の第3次大統領緊急令において、貯蓄銀行の対物信用は貯蓄預金の4割に制限されていたため<sup>17)</sup>、新規対物信用が不可能な状態にあった。ナチス政権初期に雇用創出政策が展開されると、こうした規定は資金供給にとって障害に感じられたために、ライヒ経済省は1934年3月5日の布告によって、ラント(州)に対して、貯蓄銀行が貯蓄預金の40%を超えて対物信用で運用してよいことを認める権限を与えた。各ラント政府はこれにしたがって40%を超えて対物信用を認める規定を出したために、ハンブルクやシュレスヴィヒ・ホルスタインでは50%を超えることになった。また信用制度法以後、1935年2月9日の同実施条例第16条において、制限を4割から5割に引き上げた。

対物信用はおもに社会住宅の建設と小規模個人住宅の建設に利用される。1930年代を通じておよそ年間30万件の住宅建設に利用された。しかしそうした一部地域での拡大にもかかわらず、対物信用は預金量の増加に比較してそれほど伸びていないために、割合としてはしだいに減少している。1935年にはそれは50%を割り込んで48.4%となり、1939年6月末には39.7%にまで落ち込んだ。このなかで住宅建設の割合は、期間中、ほとんど14%台で推移している。

第5表では抵当信用残高がなお微増しているが、実際にはすでに新規の認可は困難になっていた。こうした変化に決定的な影響を与えたのは、1938年8月12日と22日に発布されたいわゆる「抵当封鎖布告」<sup>18)</sup> *Hypothekensperrverbot* である。これは貯蓄銀行だけでなく、公法信用機関、信用協同組合、そして公的・民間の保険会社を対象として指示されたもので、新旧建物への抵当貸付をすべて禁止するというものであった。同年9月と10月には一定の緩和が行われるが、それはおもに軍関係、4カ年計画企業、農業労働者住宅、そしてベルリン、ハンブルク、ミュンヘンの特例認可に限定して認められたに

15) DSGV, *Geschäftsbericht 1936*, S. 4. (Nr. I. L/13/2) これらの経緯については、大島前掲書、ならびに同著『総力戦時代のドイツ再軍備——軍事財政の制度論的考察——』同文館、1996年に詳しい。

16) *Statistik des deutschen Reichs*, Bd.546, Berlin 1940, S. 13. 関連文献として、次がある。Boelcke, Willi A., *Veränderungen im Aktivgeschäft der Sparkassen während der Zeit des Nationalsozialismus*, in: *Zeitschrift für bayerische Sparkassengeschichte*, Bd.13, 1999, S. 29-51.

17) *RGBl*, Jg. 1931, T. I, S. 554.

第5表 ナチス期における貯蓄銀行の信用構造

(百万RM)

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年 <sup>1)</sup>		
現金・預け金	現金	現金・小切手など	87.6	96.8	104.5	115.9	121.9	133.2	155.6	197.5	
		RB・郵便口座	46.4	50.1	46.8	51.6	55.4	66.0	74.1		
	銀行預金	流動性預金	491.9	903.8	802.3	853.1	993.3	1,144.7	1,300.6	1,324.8	
		当行勘定			398.6	433.1	398.7	575.9	649.6	564.3	
		他の3ヵ月未満預金	368.0	502.9	486.8	509.8	548.8	633.6	652.1	970.6	
		長期預金	283.1	288.6	330.5	371.5	527.9	746.8	884.8	1,199.7	
計		1,277.1	1,842.1	2,169.6	2,335.1	2,646.1	3,300.2	3,716.8	4,256.9		
有価証券	公債	流動性国債	-	-	-	573.3	854.5	1,050.2	1,235.2	1,418.8	
		他のライヒ債	921.4	667.8	774.1	962.1	1,280.5	1,949.6	3,406.9	3,996.3	
		州債		278.8	398.6	493.3	527.7	563.6	558.8	565.9	
		(うち国庫手形・割引債)	52.7	92.6	192.9	305.3	332.4	335.5	367.0	384.2	
	自治体借換債	-	-	585.9	699.9	717.4	747.3	751.1	766.4		
	他の自治体債	833.4	923.8	755.3	730.4	725.7	719.7	727.4	786.8		
	他の有価証券	376.2	398.1	450.9	495.9	552.4	536.2	570.3	567.9		
	計		2,131.0	2,268.5	2,964.7	3,954.7	4,658.2	5,566.6	7,249.7	8,102.0	
信用	対人信用	手形	111.9	127.9	145.8	147.1	181.3	218.3	176.6	189.3	
		債務	上場証券保証	50.9	51.5	48.2	34.0	33.0	29.8	28.9	32.3
			他の保証	1,860.3	1,772.8	1,703.8	1,669.0	1,612.6	1,585.4	1,559.9	1,637.7
			保証なし	173.7	154.9	140.3	136.7	102.0	109.9	128.2	156.2
	抵当	農用地	1,269.6	1,150.7	1,137.8	1,158.9	1,168.7	1,162.7	1,151.4	1,154.1	
		他の土地	5,166.8	5,250.1	5,414.9	5,517.0	5,713.2	6,055.3	6,453.9	6,513.5	
		(うち住宅建設)	-	2,193.5	2,296.2	2,461.0	2,702.2	3,032.7	3,336.9	3,418.8	
	自治体	同一自治体	1,192.8	1,175.0	969.8	919.1	862.3	790.6	694.3	685.9	
		他の自治体	625.9	599.0	524.7	514.9	467.5	443.0	454.6	415.2	
		他の公法団体	198.6	217.6	207.4	205.1	167.8	148.4	133.4	131.9	
	計		10,650.6	10,499.4	10,292.7	10,301.9	10,308.4	10,543.5	10,781.1	10,916.1	
	その他(土地, 建物, 資本参加など)		1,146.7	1,083.9	1,006.0	881.3	725.8	717.8	723.1	845.9	
	合計		15,205.4	15,693.9	16,433.1	17,472.9	18,338.6	20,128.1	22,470.8	24,121.0	

注1) 1932年から38年は年末の数値。1939年のみ6月末の数値。

出典: Statistik des deutschen Reichs, Bd.516, Berlin 1938, S. 18; Statistik des deutschen Reichs, Bd.546, Berlin 1940, S. 14f.

過ぎない<sup>18)</sup>。

「抵当封鎖布告」の緩和措置は、39年3月27

日の中長期信用供与に関する指針 (Richtlinien für die Gewährung mittel- und langfristiger Kredite) において総括されつつ、とくに貯蓄銀行に対して中長期信用全般の信用方針として

18) DSGV, Geschäftsbericht 1938, S. 6.

重要な影響を与えた。それによれば、個々の貯蓄銀行が抵当信用として供与できる割当額は、当該貯蓄銀行が1937年と38年に長期の土地担保貸付、土地取得、住宅建設のために自己の責任で認可した金額の約半分にまで圧縮された。さらに指針の規定は、抵当割当額の3分の2までを国防軍と4カ年計画企業のための住宅建設、農業労働者用住宅、小規模植民、国民住宅(Volkswohnungen)、一定規模の個人住宅建設に利用できることとし、残りの3分の1は後述するように、営業用不動産のための抵当貸しとして用立てられるとした<sup>19)</sup>。

この指針は当初1939年限りの時限布告として規定されたが、翌40年2月21日に同様の布告が出されたことによって延長された。こうして第二次大戦直前の1938年8月から貯蓄銀行の対物抵当信用は決定的な転換を迎えることになるのであったが、その理由は何よりも貯蓄銀行の信用をより多く軍事目的に振り替えることであった。そしてこうした国家介入は、抵当信用に限られず、他の領域でも見出されることになった。

## 2 自治体信用

1931年金融恐慌直後の8月5日大統領令は、貯蓄銀行とGZ/LBに対してゲマインデと公法団体への公債購入・貸付・金庫信用をすべて禁止した<sup>20)</sup>。以後、ナチス期を通じて貯蓄銀行組織からの自治体信用は禁止されたままであり、それゆえ第5表の自治体信用残高は、新規貸付がなされないまま一貫して減少している。

このように自治体信用が禁止された背景は、1920年代後半からの活発な自治体インフラ投資と恐慌期での失業者に対する給付によって、1930年代初頭には財政負担が急増したことにあ

る。GZ/LBからの資金供給によって充足されていたのであったが、1931年銀行危機が生じると、自治体自身の支払い能力低下によって貸付金は凍結され、そのことが貯蓄銀行・GZ/LBの支払停止を招いたのであった。1931年8月の大統領令によって貯蓄銀行組織からの貸付が禁止されると、自治体は資金供給源を失い、中短期債務をいかに返済するかの問題に直面していた。

ナチス政府はこれに対して、一方で歳入増と失業者減をはかるために自治体での雇用創出政策と、他方で債務借換え政策で応えた。前者はここでは省略するが、後者については1933年9月21日に発布された「ゲマインデの国内短期債務の転換に関する法律(ゲマインデ債務借替法)」(Gesetz über die Umwandlung kurzfristiger Inlandsschulden der Gemeinden (Gemeindeumschuldungsgesetz))<sup>21)</sup>によって自治体の中短期債務が、「ゲマインデ借替協会」(Umschuldungsverband deutscher Gemeinde)を通じてより低利の4%20年債へと借り替えられたのである。第5表における自治体信用残高は1934年以降目立って減少し、その減少幅の多くの部分は1934年から現れる約5億86百万RMの自治体借換債へと転換することになった。

1930年代半ばの景気回復とともに、自治体財政状態はしだいに好転し順調に債務支払が可能となってくると、自治体とDSGVは自治体信用禁止の解除を要求している。すなわち、もはや自治体信用が禁止されていた当時の状況は一掃されて、自治体にしろ貯蓄銀行・振替銀行にしろ健全化されたというのであった<sup>22)</sup>。それはようやく対象期間最後になって、1939年6月7日自治体信用法によって一部実現することになった。この法律によって貯蓄銀行に認められたことは、ゲマインデへの短期金庫信用のみである。貯蓄銀行はゲマインデに対して、預金総額

19) DSGV, *Geschäftsbericht 1939-40*, S. 34. この指針は貯蓄銀行だけでなく、GZなどの公法銀行、保険会社、信用協同組合をも対象とした。

20) *RGBL*, Jg.1931, Teil I, S. 429.

21) *RGBL*, Teil I, Nr.102, Sept. 1933, S. 647-650.

22) DSGV, *Geschäftsbericht 1937*, S. 21-24.

のうち後の布告で決められた10%を限度として金庫信用を与えることが可能になったのである。しかしそれ以外の長期信用については、依然として禁止されたままであった。

ここにみられる資本市場政策の意図は、財政不健全であるがゆえに自治体信用を禁止するのではなく、資本需要者として、また公的投資の主体としての自治体の資本需要を抑制し、むしろ資本の流れを貯蓄銀行からライヒへと誘導するものである。

1935年1月30日のドイツ・ゲマインデ条例(Deutsche Gemeindeordnung)はそれまでのさまざまなゲマインデ体制に関わる規定を最終的に統一したものである<sup>23)</sup>。ここで規定された自治体財政に関わる原則は、第一に、すでに1931年8月以来続いている貯蓄銀行などの公的金融機関に対する自治体信用の禁止を受けて、ゲマインデが新たな債務を受け入れることを禁止し、第二にわずかな例外を除いて、ゲマインデは自己資金によって業務を遂行することであった。わずかな例外とは、案件が延期できない緊急な事例であって他に資金調達手段が見込めない場合、ゲマインデは年度当初の貸付総額と個別貸付について政府監督局から二重に認可を受ける必要があった。そしてこの規定は厳格で非妥協的に実施されたのであった<sup>24)</sup>。

この方針は、ゲマインデ債務の借替整理を考慮すれば、自治体財政健全化という目標にとって首尾一貫するものであるが、しかしその意図は別のところにある。すなわちワイマール期に活発化したゲマインデの信用需要を抑制し、自治体信用機関からの借入や貨幣・資本市場からの資金調達を原則的に禁止することによって、

国内資金が自治体に流れない仕組みを作ることであった。

この意図は、さらに1936年の準備金条例(Rücklagenverordnung)において一層明確になる<sup>25)</sup>。そこで規定されたことは、第一にゲマインデは将来の経済的変動のために前もって保証を準備しておかなければならないこと、第二にその準備金の額は経常収入の最低5%、最高で6分の1であること、そして第三にそうした準備金はできるだけ多くライヒ国債ないしライヒ財務省証券で運用することを奨励され、そうでなくても公的金融機関への預け入れや他の公的債務証券があげられ、株式や土地での運用は排除されていることである<sup>26)</sup>。

こうした自治体債務の整理と財政健全化のさまざまな措置から確認できることは、第一にナチス政府が、1931年恐慌によって破産状態に直面していた地方自治体を債務借替措置、とくにそのために設置された借替協会を通じてコントロールしたこと、第二に自治体活動の「自立」と「節約」を通じて準備金を政府に差し出す仕組みを形成すること、そして第三に以上を通じて資本市場の安定化と国家統制を目標とすることであった。

以上みてきた貯蓄銀行の抵当信用と自治体信用が質的に転換しつつ、しかし額としては大きな変化を見せないか、あるいは減少していたのに対して、第三の有価証券信用は急激に増加し、またその構成においても大きな変化を示していた。

### 3 有価証券信用

第5表においてまず全体の変化を確認しておくこと、次の点に特徴がある。第一に言えることは、まず有価証券信用総額がナチス期に急速に拡大したことである。1932年末にはそれは21億31百万RMであったのが、第二次大戦開始直前の1939年6月末には82億2百万RMへと、およ

23) *RGBl*, Teil 1, 1935, S. 49.

24) Barocka, Egon, *Kommunalkredit und kommunale Finanzwirtschaft*, Frankfurt am Main 1958, S. 83; Köhler, Manfred, *Zum Kommunalkredit zwischen Weltwirtschaftskrise und Zweitem Weltkrieg*, in: Köhler, Manfred und Keith Ulrich (Hg.) „*Banken, Konjunktur und Politik. Beiträge zur Geschichte deutscher Banken im 19. und 20. Jahrhundert*“, Essen 1995, S. 108ff.

25) *RGBl*, Teil 1, 1936, S. 435.

26) Köhler, a. a. O., S. 112 f.

そ4倍に増加したのである。信用総額に占める割合で見ても、政権成立前後ではそれは1932年の14.0%、1933年の14.5%となお低い水準にあるが、その後増加傾向が明確になり、1935年には22.6%、1936年には25.4%と信用総額の4分の1に達し、さらに1937年27.7%、1938年32.4%、そして第二次大戦開始直前の1939年6月末には33.6%となり、全体の3分の1にまで膨らんだのである。第二に、このような有価証券運用増加の要因は、何よりもライヒ債と州債を合わせた国債購入の増加である。政権成立から1935年にかけては、中短期の国庫手形や割引債の購入が多いが、1935年からはこれに代わって前述の流動性国債が最大の要因になっている。信用総額のなかでの国債の割合は、1933年の6%から1935年には11.6%、1939年には24.8%へと拡大し、これだけで貯蓄銀行信用の4分の1を占めるにいたったのである。第三に、前述した自治体借換債は、やはり有価証券信用の増加要因となっている。

1935年から発行される長期国債は、前述したように、それまでの特殊手形（雇用創出手形とメフォ手形）による短期債務を整理することを目的として発行された。期間28年の4.5%ライヒ国債は翌年はじめにかけて2度にわたり5億RMずつが発行され、貯蓄銀行はこれを前述の流動性預金を利用して購入したのであった<sup>27)</sup>。

こうした貯蓄銀行の証券運用の変化を、ライヒ全体の資本市場のなかで検討してみよう。第6表はライヒ全体での有価証券流通残高を1932

年から1939年まで示したものである。ここからナチス期の資本市場について次のような特徴がわかる。

表を下から見ていくと、第一に債務証券残高総額が1935年から増加をみせはじめ、1939年までに急増しているのに対して、株式流通高は1932年から僅かではあるといえ一貫して減少しており、ようやく1938年に微増、1939年に増加しているが、1939年については領土拡大要因があるために、必ずしも増加とはいき切れない。第二に、抵当銀行発行の抵当証券は1933年以降、僅かではあるが増加を示しているのに対して、やはり抵当銀行が発行する自治体債はほとんど変わらないかわずかに減少している。第三に、公営企業と民間企業による公社債の残高は一定の伸びを示している。ここにはライヒ郵便とライヒ鉄道も含まれている。第四に、公債のなかでも州（ラント）債は1933年から35年にかけて増加していたが、その後は減少に転じ、またゲマインデ債については、前述したように1931年以降ゲマインデの起債が認められていなかったために、流通残高は減少している。

公債のなかではライヒ公債が1935年から急増していることが、同表におけるもっとも特徴的な変化である。1935年以降、その流通高は毎年約50億RM、70億RM、98億RM、172億RM、そして1939年には215億RMと増加していくが、第5表にあるように、貯蓄銀行が購入している額は、1935年では15億RM、21億RM、30億RM、46億RM、そして1939年には54億RMに達しており、その割合は1935年以降およそ3割から2割で推移している。ここにライヒ公債の大量発行をささえる貯蓄銀行の重要な役割を確認できるだろう<sup>28)</sup>。

ここにみたナチス期の資本市場の特徴は、最初に触れたように資本市場が政府・ライヒスバ

27) Boelcke, a.a.O., S. 24f. このとき同時に公開市場において、期間7年半の4.5%利付きライヒ国庫証券が5億RM発行されている。ベルケは、金融恐慌以降主流になっていた中短期証券はこれ以降、しだいに流通額が減少して1939年までには軍備金融の信用手段としてはほとんど完全に廃れ、代わって35年以降、国債の機関引受が戦時金融が中心になると述べている。これに対して、大島は特殊手形だけでなく、その後の納入者国庫証券、租税証券、国庫手形、ならびに単名手形などの短期貨幣市場に基づく資金調達的重要性を指摘している。大島、前掲『中央銀行の財政社会学』参照。

28) 貯蓄銀行によるライヒ国債購入は、しかし実態としてはすでに1935年第2回発行において順調には進んでいなかった。ここに資本市場の当時の重大な問題が存在しているが、本稿ではこれについては立ち入らない。

第6表 国内発行有価証券残高 1932年～1939年(年末)

(額面, 百万RM)

債務証券／株式		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
債務証券	ライヒ	2,651	2,667	2,702	4,946	6,924	9,751	17,238	21,479
	州(ラント)	756	922	985	956	911	913	817	776
	ゲマインデ	957	937	839	571	551	554	530	659
	公営企業	1,434	1,586	2,025	2,087	2,586	2,584	2,535	3,201
	民間企業	842	707	845	877	987	1,231	1,331	1,738
	金融機関(抵当証券)	6,628	6,496	6,633	6,811	7,063	7,361	7,574	8,349
	同(自治体債)	1,963	1,922	1,899	1,856	1,865	1,872	1,799	1,949
計	15,230	15,238	15,929	18,105	20,888	24,267	31,823	38,151	
株式	22,264	20,635	19,791	19,556	19,225	18,705	18,745	20,335	

注) 1939年の数値は、オーストリアとズデーテン地方のものを含む。

出典：Deutsche Bundesbank (Hrsg.), *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, S. 290 f.

ンクの政策によって強い影響を受けていたことに基づいている。この資本市場規制は、すでに1931年の金融恐慌後にはじまった政府規制に端を発しているのであるが、それはヒトラー政府によっても引き継がれ、1933年5月31日、シャハトの提案による資本市場委員会がライヒスバンク内に設置されるのであった。この委員会には、すべての公的な債務証券だけでなく民間企業の新株発行、社債・転換社債の発行を認可する権限が与えられ、それによって投資家の過大な要求から資本市場を守り、ライヒに長期資金調達のための優先権を保証することを目的としていた。第6表における資本市場の動向は、この資本市場委員会の認可が厳格に遂行されていたことを示している<sup>29)</sup>。

われわれは1933年以降における資本市場とその政策の問題をのちにあらためて問題とすることにし、さしあたって貯蓄銀行の第四の信用領域に進むことにしたい。

#### 4 対人信用

第5表にある「対人信用」は、おもに手工業

者や小売店主の中間層に対する小口の短期信用である。DSGVの報告書によれば、1932年10月末の対人信用総額18億6370万RMのうち、圧倒的大部分の82.3%は1件当たり2千RM以下の信用であり、2千を越えて1万RM以下の信用は14.7%、1万RMを超える信用は3%に過ぎない。<sup>30)</sup> これらの小口信用の種類として、手形割引による信用と証券担保信用、交互計算信用、そしていわゆる「白地信用」(Blankokredit)があり、それぞれが表で示されている。対人信用全体が貯蓄銀行信用総額に占める割合は、1933年に14%前後であったが、その後しだい減少して1939年には8.4%となっている。手形信用がある程度増加しているのを除けば、総じて減少しているのである。

しかしここから貯蓄銀行による中間層信用が後退していると結論することはできない。その理由は第一に、外国貿易の縮小と企業経済の流動化に伴って、信用銀行においても対人信用、荷為替信用(Rembourskredit)、商品前貸し信用(Warenvorschusskredit)が大きく減少してお

29) Kopper, a.a.O., S. 148. 大島によれば、シャハトを中心とする資本市場委員会はすでに1937年ごろからゲーリングとの対立によって機能を弱めていた。前掲『中央銀行の財政社会学』99頁以降。

30) DSGV, *Geschäftsbericht 1932*, S.13. 対人信用総額に関して、DSGVの数値と第5表の数値(21億9680万RM)が一致していない理由は、DSGVがザクセンのGirokasseとKommunalbankを包摂していないのに対して、ライヒ統計局はこれらも含んで数値を算出していることによる。

り、貯蓄銀行での減少幅は相対的には軽微であること、第二に貯蓄銀行において、中間層信用には、対人信用だけでなく、抵当担保による長期の抵当信用もあり、それが拡大傾向にあることがあげられる<sup>31)</sup>。

こうした貯蓄銀行における対人信用から中間層信用への転換と拡大は、雇用創出措置のための信用支援に利用された。金融恐慌後、貯蓄銀行はなおライヒスバンクからの引受手形債務を抱えていたゆえに自由な信用業務を制限されていたが、1933年2月27日のプロイセン大臣布告においては、その場合でも貯蓄預金新規増加分の20%、債務を返済した貯蓄銀行ではその50%を対人信用として貸出できるとした。また同年5月9日、ゲーリングは「信用支援によって中間層経済の活性化と促進に寄与することは、貯蓄銀行の義務である」と述べている。さらに抵当業務を通じた雇用創出のための信用支援を目的として、同様に引受債務が減少している貯蓄銀行に対しては、新規預金増加分の25%を新規の抵当信用に充当し、引受債務がない貯蓄銀行では50%を新規抵当信用に廻すことが、経済省によって承認された。これらの抵当信用は、ライヒ政府がはじめた雇用創出措置の枠内で、建物の修理や解体のための資金として利用され、また僅かな範囲ではあるが都市郊外の小規模植民のための抵当としても設定された<sup>32)</sup>。

対人信用のこのように多様な内容は、1930年代後半に入ると新たな二つの傾向を生み出した。第一は、手工業と小売店における仕入金融(Lieferantenkredit)を貯蓄銀行からの信用によって償還することである。ライヒ統計局が1938年に公表した調査によれば、たとえば被服業手工業や繊維製品・靴の小売店では、経営資産の3割から5割の仕入債務を抱えていることも稀ではなく、また1経営あたりの平均債務は植民地物産小売店で2,582RM、タバコ小売店で

2,124RM、繊維製品小売店で7,075RM、靴小売店で7,227RM、家具小売店で4,454RM、薬局で3,320RMということである<sup>33)</sup>。それゆえDSGVは、こうした債務をより低利の貯蓄銀行(または銀行)信用によって償還することによって、債務負担を軽減し、手工業・小売経営を改善することを提案し、そのためには貯蓄銀行でなければできない白地信用(純粹対人信用)の限度額を5,000RMから6,000RMに引き上げることを要求したのである。

第二は新しい抵当貸付原則(Beleihungsgrundsätze)の策定である。これは、手工業・商業の中間層経営に対して抵当保証に基づいた長期貸付を行うことによって、これを経営設備や機械を更新する投資資金として供給し、中間層の競争力を高めることを狙いとするものである。より規模の大きい株式会社に対しては資本市場などから長期資本が与えられていたが、それまで中間層企業に対する長期資本供給の道は閉ざされていたのであり、それを貯蓄銀行による抵当信用の方法によって切り開こうとするものであった。この原則は、1937年12月8日のライヒ・プロイセン経済大臣によって、貯蓄銀行に向けて発布され、1938年2月1日から発効した。翌39年3月4日のライヒ経済省布告において、新しい原則は次のように明確化された。貯蓄銀行は、「もっぱら営業的に利用される土地・建物、国家政策的観点から重要な目的(とくにドイツ国民の食糧確保)に利用される土地・建物に対して、指針の基準にしたがって」抵当貸付を行うというものであった。貯蓄銀行はここでは、4カ年計画の実施と食糧増産政策のための信用支援に組み込まれていくことになったのである<sup>34)</sup>。

31) DSGV, *Geschäftsbericht 1935*, S. 14.

32) DSGV, *Geschäftsbericht 1933*, S. 17.

33) DSGV, *Geschäftsbericht 1938*, S. 27.

34) DSGV, *Geschäftsbericht 1938*, S. 24. ; DSGV, *Geschäftsbericht 1939/40*, S. 35.



## VI. おわりに

貯蓄銀行は19世紀半ば以来、州（ラント）法によって規制され、1925年に成立したDSGVはプロイセン内務省または同経済労働省の監督下にあった。こうした関係は1931年の第3次大統領緊急令においても維持され、ライヒ政府の方針提示によって州（ラント）が貯蓄銀行関係法を整備してきたのであった。

しかしナチ政府においてこの関係は転換した。1933年4月6日のDSGV法によって、同連合はライヒ政府の監督下に置かれることが明記された<sup>35)</sup>。この年の営業報告書冒頭において、DSGVは早くも「ナチスの公益の考えは、貯蓄金庫を創立した初期の思想に通じている」と明記した<sup>36)</sup>。

貯蓄銀行では、頂上組織がナチによって支配されただけでなく、末端の現場でも同様の過程が進行した。1933年6月30日に公表されたハイデルベルク市貯蓄銀行役員会報告のなかで、市長ニンハウス（Neinhaus）は公益性（*Gemeinnützigkeit*）と農業・手工業・商業の地元産業の促進の点で、ナチ政府の目標が貯蓄銀行のそれと完全に一致すると表明し、ナチ政府による特別な奨励を歓迎したのであった<sup>37)</sup>。

1935年8月18日ライヒスバンク総裁シャハトは、ケーニヒスベルクで金融政策の転換に関して次のように述べている。「われわれは雇用創出を目的とした資金調達のためにこれまで短期貨幣市場の方法を利用してきた。これは軽率な金融的態度ではなく、今日にいたるまでの移行措置として深く考慮したものであった。今日では長期の整理のための貯蓄資本が十分に蓄積されてきた。われわれは最終的にこの整理を国民の貯蓄力に託さねばならない。」<sup>38)</sup> シャハトはこれに続けて、通貨価値引下げを主張する経済

学者を批判して、政府の金融的課題は債務証書の保証と安定性をいかに確保するかにかかっているとし、もし貯蓄利害を傷つけたならば雇用創出措置も国防能力構築も不可能であると述べ、貯蓄の意義を非常に高く評価しているのである<sup>39)</sup>。

1935年は金融恐慌の負の遺産を引き継いだナチス経済にとって重要な年であった。それは一方でドイツの工業生産総額が570億RMとなり、恐慌前の最高値であった1928年・29年の数値を凌駕し、他方で同年7月から9月までの雇用者数が170万人に達し、統計で捕捉された失業者数は170万人～180万人にまで減少した。こうした数値によってライヒ政府は重要な経済目標が達成されたとみなすことが可能となったのである。この成果には、何よりも雇用創出手形やメフォ手形の特束手形、ライヒ財務省手形・国庫証券などの中短期信用が関わっていたのである<sup>40)</sup>。

シャハトはさきの講演で、こうした資金調達がいまや転換することを宣言したのであった。新たな資金源は、第一にライヒの租税収入である。景気の回復によってライヒ税収ははだいに増加し、また失業的給付などの社会的支出が減少したために、全体として歳入超過が生じ、それを政府支出に振り向けることが可能となったのである。第二に現れてきたのが資本市場であ

38) Rede des Reichspräsidenten und beauftragten Reichswirtschaftsministers Dr. Hjalmar Schacht auf der Deutschen Ostmesse in Königsberg am 18. August 1935, in: Jacobsen, Hans-Adolf und Werner Joachim (Hrsg.), *Ausgewählte Dokumente zur Geschichte des Nationalsozialismus 1933-1945*, Bielefeld 1961, S. 4 f.

39) 金融恐慌からの回復過程において、ドイツでは通貨価値の引下げが行われなかったことは、他のほとんどの資本主義諸国がそれを実施したことを考慮すると、非常に興味深い問題である。これについてはさしあたり、次を参照されたい。James, Harold, *The End of Globalization. Lessons from the Great Depression*, Boston, 2001. (高遠裕子訳『グローバルバリエーションの終焉 大恐慌からの教訓』日本経済新聞社、2002年7月) とくに、第2章。

40) DSGV, *Geschäftsbericht 1935*, S. 3-5.

35) *RGBL*, Jg.1933, Teil I, Nr.32, S. 166.

36) DSGV, *Geschäftsbericht 1933*, S. 6.

37) Pressedienst der Stadt Heidelberg, den 30. Juni 1933, in: Stadtarchiv Heidelberg

る。シャハトが強調したことは、これが貯蓄増による資本形成として重要な役割を果たしつつあることであった。こうして1935年2月から公社債市場の転換がはじまり、3月からは金融機関における利子の一般的な引下げが始まった。ライヒスバンクの資本市場政策は、1931年金融恐慌によって崩壊した貨幣市場と資本市場の調和的秩序を再建し、両市場での資金調達コストを緩和することによって、ナチ経済運営に適合的な金融システムを構築することになったのである。

しかしライヒスバンクとシャハトの構想は、一方でその後の急速な再軍備資金需要の増加と、他方で資本市場が必ずしもそれに見合う形で成長できなかった不均衡からしだいに崩れていくことになる。政府は、資金需要充足のために資本市場に過度な負担を要求しつつ、再度、コストの大きい短期貨幣市場の利用と国民からの不満を招きかねない増税へと資金源を広げていくことになったのである。これに対してシャハトは資本市場と財政の健全化を目指すところから、両者の対立は解決不能な状況へといたったのである。

貯蓄銀行組織は政府・ライヒスバンクの資本市場政策と戦争準備政策のための資金需要の受け口として位置づけられてきた。そしてその指令はDSGVを通じて中央から地方の個別GZ/LB

と貯蓄銀行に政策として伝達されたのである。しかし貯蓄銀行は本来、自治体の金融機関であり、その資金は域内の住宅建設と産業企業の資金需要のために供給されるべきものであった。なによりもナチ党の地方銀行構想はそうした考えに基づくものであったから、1930年代後半になって貯蓄銀行資金がライヒ公債を通じてますます中央政府に供給されるようになると、個別貯蓄銀行での不満はしだいに高まっていくことになったが、もとよりそれはナチ党本来の要求でもあったのである。

こうして1930年代半ば以降、政府・ライヒスバンクの資本市場政策は貯蓄銀行が必ずしも意図した業績能力を提示できなかったがゆえに、見直しを迫られることになったのである。1938年3月におけるメフォ手形発行停止とその後における新たな供給者国庫証券の発行、1939年3月における新財政計画の発表、ライヒスバンク法改正はそうした戦争準備資金計画の見直しの現れであった。貯蓄銀行は、そのなかでもさらに重要な資金供給源として戦時体制に組み込まれていくことになる。資本市場をめぐる問題、金融政策をめぐる中央と地方の対立、戦時金融の方法をめぐる問題は1930年代後半になって重要な課題として政府とライヒスバンクと突きつけられることになったのである。これらの問題については、稿を改めて検討することにした。